

中部地方整備局のテックフォース活動支援に関する細目協定

国土交通省中部地方整備局長（以下「甲」という。）並びに長野県知事、岐阜県知事、静岡県知事、愛知県知事、三重県知事、静岡市長、浜松市長、名古屋市長、独立行政法人水資源機構中部支社長、中日本高速道路株式会社東京支社長、中日本高速道路株式会社八王子支社長、中日本高速道路株式会社金沢支社長、中日本高速道路株式会社名古屋支社長、及び名古屋高速道路公社理事長（以下これらを総称して「乙」という。）と一般社団法人日本建設業連合会中部支部長（以下「丙」という。）が令和2年 3 月 26 日付けで締結した「災害又は事故における緊急的な応急対策及び建設資材調達に関する包括的協定書」第3条5項に基づき、甲の出動要請により丙がテックフォース活動を支援する際の細目を定める為、次のとおり細目協定を締結する。

（テックフォース支援の範囲）

第1条 テックフォース支援の範囲は、原則として、中部地方整備局管内の公共土木施設における災害又は事故発生箇所とする。

（テックフォース支援の要請）

第2条 甲は、中部地方整備局管内に災害又は事故が発生した場合において、トンネル等構造物の被災状況調査が必要と認めるときは、丙にテックフォース支援の要請を行うことができるものとする。

2 甲は、テックフォース支援の要請を行う場合は、原則、テックフォース支援に必要となる技術者等の想定人数を記載した別紙1により、丙に要請を行うものとする。ただし、緊急の場合は電話等により、甲より丙に口頭で要請を行い、後日速やかに別紙1を送付するものとする。

3 丙は、甲からテックフォース支援の要請があった場合には、丙の会員から支援可能なテックフォース支援の人員等に関する情報を迅速に収集・集約し、甲に別紙2により報告するものとする。

（テックフォース支援の内容）

第3条 丙は、甲の要請に基づくトンネル等構造物について、丙の会員によるテックフォース支援のための技術者等を災害又は事故発生箇所に派遣して被災状況調査及び復旧にかかる概算費用の提示を行うものとする。

2 丙は、被災状況調査の結果について、テックフォース報告様式により甲に報告・提出を行うものとする。

3 丙より報告・提出された被災状況調査の結果は、甲の責任において活用するものとする。

（連絡体制表及び緊急連絡先会員名簿）

第4条 甲と丙は、テックフォース支援に係る緊急時の連絡体制表及び連絡方法について別紙3により相互に報告するものとする。また、丙は、丙の会員

また、変更が生じた場合には、その都度、甲、丙それぞれ報告するものとする。

第5条 丙が実施するテックフォース支援において、丙による技術者等派遣に関わる人件費、被災状況調査の報告書作成費用については、丙が負担するものとする。

(テックフォース支援に係る資機材、通信機器の貸与)

第6条 丙が実施するテックフォース支援において、被害状況調査等に必要となる資機材、携帯電話等の通信機器については、丙からの申し出により甲が無償で貸与するものとする。

2 丙が実施するテックフォースにおいて、テックフォース活動であることを明確にするための車両貼付用ステッカー、テックフォース隊員用ビブスを甲が無償で貸与するものとする。

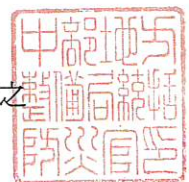
3 上記以外に丙が必要と判断した機材等については丙にて準備するものとする。

第7条 丙が実施するテックフォース支援活動において、甲の要請に基づくものであることの証明書を甲より丙に交付する。

第8条 本運用に定めのない事項、又は本運用に疑義が生じた事項については、その都度、甲、丙が協議してこれを定めるものとする。

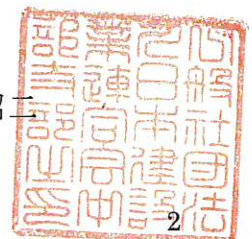
甲 国土交通省中部地方整備局

山根 孝之



丙 一般社団法人日本建設業連合会中部支部

近藤 昭二



別紙 1

令和 年 月 日

一般社団法人
日本建設業連合会中部支部長 殿

国土交通省
中部地方整備局長 ○○ ○○ 印

テックフォース支援の出動要請書

標記について、「災害又は事故における緊急的な応急対策及び建設資材調達に関する包括的協定書」第3条5項及び「中部地方整備局のテックフォース活動支援に関する細目協定」第2条2項に基づき、下記のとおり出動を要請する。

なお、テックフォース支援に必要となる旅費、宿泊費、現地移動費用の見積については、別途通知する。

1. 要請理由 ○○○○○○○○○○○○○○○○のため

2. 要請内容

業務箇所	業務施設	施設管理者	派遣人員(人)
○○県○○市 ○○	○○トンネル ○○橋(上部工)	○○県○○市	

別紙 2.

令和 年 月 日

国土交通省
中部地方整備局長 殿

一般社団法人
日本建設業連合会中部支部長

テックフォース支援の出動要請について（報告）

標記について、「災害又は事故における緊急的な応急対策及び建設資材調達に関する包括的協定書」第3条5項及び「中部地方整備局のテックフォース活動支援に関する細目協定」第2条3項に基づき、下記のとおり報告する。

1. 派遣人員

業務箇所	業務施設	派遣人員 (人)	派遣日
〇〇県〇〇市 〇〇	〇〇〇トンネル 〇〇〇橋(上部工)		〇月〇日～〇月〇日

派遣者への連絡窓口：〇〇 〇〇 【TEL】
【E-mail】

別紙 3

□中部地方整備局防災担当連絡先

組織名	担当課等	担当者名	TEL・E-mail
中部地方整備局	災害対策 マネジメント室	災害対策 マネジメント室長	【TEL】 【E-mail】

□テックフォース支援活動の緊急時連絡先（建設業団体）

業務箇所	業務施設	組織名	派遣者名	TEL・E-mail
〇〇県〇〇市 〇〇	〇〇トンネル 〇〇橋（上部工）	日本建設業 連合会		【TEL】 【E-mail】

